

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日に
あつた日
の翌日)

目 次

◇ 条 例
世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

条 例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十四号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例
世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表の三の表更生資金の項及び身体障害者更生資金の項中「三五〇、〇〇〇円」を「四〇〇、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に、「七〇〇、〇〇〇円」を「八〇〇、〇〇〇円」に改め、同表生活資金の項中「一五、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に改め、同表福祉資金の項中「八〇、〇〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に改め、同表住宅資金の項中「五〇〇、〇〇〇円」を「七〇〇、〇〇〇円」に改め、同表修学資金項中「三、〇〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改め、同表災害援護資金の項中「二〇〇、〇〇〇円」を「三〇〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例別表の三の規定中修学資金に係る部分は昭和五十年四月一日から、その他の部分は同年七月八日から適用する。

鳥取県管境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十五号

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第四条関係）」に、「七十円」を「百六十七円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十六号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三十年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「九万円」を「十二万五千元」に改める。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 2 当分の間、第九条の規定による額が給付基礎額の六十倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該六十倍に相当する額を葬祭給付の金額とする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。
- 2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の規定は、昭和五十年四月一日以後に給付の事由が生じた葬祭給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた葬祭給付については、なお従前の例による。

- 3 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例等の一部を改正する条例（昭和五十年三月鳥取県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「（以下「新条例」という。）」を削る。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする。